「長期優良住宅の認定に係る

ステップダウンフロアの取扱について」

三重県が所管する管内の長期優良住宅に係る**木造住宅**における認定基準の中で、構造躯体等の劣化対策として国土交通省告示第二百九号 1. (2)①の規定、「床下空間の有効高さを330mm以上確保すること」に対するステップダウンフロアの三重県の取扱は次のとおりとします。

ステップダウンフロア※1 は、一般的に一の居室面積程度の広さがあり、その目的・機能から、ただし書※2 の「やむを得ないと認められる部分」としては扱えないものとします。ただし、土間やモルタル、発泡プラスチック系断熱床下地材等への直貼り等により、床下空間が存在しない場合は規模に関わらず本規定は該当しないものとします。

- ※1:1 階リビング等の床の一部を下げる空間演出の手法の通称(類似のほかの呼称のものを含む)。特に、それにより床下空間を330 mm以上確保ができない部分をいう。
- ※2:国土交通省告示第二百九号 1. (2)①ハ「やむ得ないと認められる部分で、 当該部分の点検を行うことができ、かつ、当該部分以外の床下空間の点検に 支障をきたさない場合は、この限りでない」
- 本取扱は、令和3年7月1日以降に受付した新規の認定申請を対象とします。ただし、登録住宅性能評価機関等の適合証が添付されている場合は適合日が当該日以降であるものを対象とします。
- 本取扱は、三重県所管のものを対象としており、県内のその他所管行政庁とは異なる場合がありますのでご注意ください。
- これを持って判断をしかねる場合は、個々の事例に則して審査を行いますので、次ページの表の申請窓口へお問い合わせをお願いします。

国土交通省告示第二百九号 1. (2)①ハ 抜粋

床下空間の有効高さを330mm以上とすること。ただし、浴室の床下等当該床下空間の有効高さを330mm未満とすることがやむ得ないと認められる部分で、当該部分の点検を行うことができ、かつ、当該部分以外の床下空間の点検に支障をきたさない場合にあっては、この限りでない。

l e		ı
建設地の所在地	申請窓口	電 話 番 号
いなべ市、木曽岬	桑名建設事務所 建築開発室	(電話)0594-24-3667
町、東員町	〒511-8567 桑名市中央町 5-71	(FAX)0594-24-3696
※亀山市、菰野町、朝日町、川越町	四日市建設事務所 建築開発室 〒510-8511 四日市市新正 4-21-5	(電話)059-352-0684 (FAX)059-352-0666
多気町、明和町 、	松阪建設事務所 建築開発課	(電話)0598-50-0587
大台町	〒515-0011 松阪市高町 138	(FAX)0598-50-0624
伊勢市、玉城町、 度会町、南伊勢 町、大紀町	伊勢建設事務所 建築開発室 〒516-8566 伊勢市勢田町 628-2	(電話)0596-27-5210 (FAX)0596-275256
鳥羽市、志摩市	志摩建設事務所 建築開発課 〒517-0501 志摩市阿児町鵜方 3098-9	(電話)0599-43-9651 (FAX)0599-43-1353
※伊賀市、※名張	伊賀建設事務所 建築開発室	(電話)0595-24-8239
市	〒518-8533 伊賀市四十九町 2802	(FAX)0595-24-8241
尾鷲市、紀北町	尾鷲建設事務所 建築開発課 〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1-1	(電話)0597-23-3546 (FAX)0597-23-2576
熊野市、御浜町、	熊野建設事務所 建築開発課	(電話)0597-89-6148
紀宝町	〒519-4393 熊野市井戸町 371	(FAX)0597-89-6152

[※] 亀山市、伊賀市、名張市の住宅で建築基準法第6条第1項第4号に該当するもの(43条但し書き許可等、県が許可したものは除く)については、各市の担当窓口に申請してください。